

国立大学法人東京農工大学安全保障輸出管理規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条―第3条)</p> <p>第2章 基本方針(第4条)</p> <p>第3章 組織(第5条―第9条)</p> <p>第4章 手続(第10条―第15条)</p> <p>第5章 技術の提供及び貨物の出荷の管理(第16条・第17条)</p> <p>第6章 監査(第18条)</p> <p>第7章 教育(第19条)</p> <p>第8章 文書管理(第20条)</p> <p>第9章 報告(第21条)</p> <p>第10章 罰則(第22条)</p> <p>第11章 雑則(第23条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p> 第3章 組織</p> <p> (安全保障輸出管理室)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 管理室に関する事務は、<u>研究推進部研究支援課</u>の協力を得て、<u>学務部国際交流課</u>において処理する。</p> <p> (安全保障輸出管理室長)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条―第3条)</p> <p>第2章 基本方針(第4条)</p> <p>第3章 組織(第5条―第9条)</p> <p>第4章 手続(第10条―第15条)</p> <p>第5章 技術の提供及び貨物の出荷の管理(第16条・第17条)</p> <p>第6章 監査(第18条)</p> <p>第7章 教育(第19条)</p> <p>第8章 文書管理(第20条)</p> <p>第9章 報告(第21条)</p> <p>第10章 罰則(第22条)</p> <p>第11章 雑則(第23条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p> 第3章 組織</p> <p> (安全保障輸出管理室)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 管理室に関する事務は、<u>研究支援課</u>の協力を得て、<u>学務課国際交流室</u>において処理する。</p> <p> (安全保障輸出管理室長)</p>	

第8条 管理室に、安全保障輸出管理室長(以下「管理室長」という。)を置き、研究推進部長をもって充てる。

2 (略)

別表(第9条関係)

組織名	安全保障輸出管理責任者
監査室	監査室長
コンプライアンス推進室	コンプライアンス推進室長
学務部、グローバル教育院、保健管理センター及び環境リーダー育成センター	学務部学生総合支援課長
研究推進部、グローバルイノベーション研究院(機構を含む。)、図書館、先端産学連携研究推進センター、総合情報メディアセンター及び学術研究支援総合センター	研究推進部研究支援課長
総務部、科学博物館及び環境安全管理センター	総務部総務課長
財務部	財務部財務課長

第8条 管理室に、安全保障輸出管理室長(以下「管理室長」という。)を置き、次長のうちから統括責任者が指名する者をもって充てる。

2 (略)

別表(第9条関係)

組織名	安全保障輸出管理責任者
監査室	監査室長
コンプライアンス推進室	コンプライアンス推進室長
学務課、グローバル教育院、保健管理センター及び卓越リーダー養成機構	学務課長
入試企画課	入試企画課長
研究支援課、グローバルイノベーション研究院(機構を含む。)、図書館、先端産学連携研究推進センター及び学術研究支援総合センター	研究支援課長
企画課	企画課長
総務課、総合情報メディアセンター及び環境安全管理センター	総務課長
人事課	人事課長
財務課	財務課長

府中地区事務部、農学研究院、農学府、連合農学研究科及び農学部(附属施設を含む。)	府中地区事務部事務長	施設整備課	施設整備課長
小金井地区事務部、工学研究院、工学府、生物システム応用科学府及び工学部(附属施設を含む。)	小金井地区事務部事務長	府中地区事務部、農学研究院、農学府、連合農学研究科及び農学部(附属施設を含む。)	府中地区事務部事務長
		小金井地区事務部、工学研究院、工学府、生物システム応用科学府、工学部(附属施設を含む。)及び科学博物館	小金井地区事務部事務長

附 則 (平成31年4月1日規程第19号)
この規程は、平成31年4月1日から施行する。